

労働相談 Q&A



寄せられた相談をもとに、お答えします。

Q 2024年4月から労働条件明示のルールが変わったそうですが、主な変更点を教えてください。

A 主な変更点は以下のとおりです。(なお、スペースの都合上、一部省略しています。)

(全ての労働者を対象とするもの)

1 就業場所・業務の変更の範囲

全ての労働契約の締結と有期雇用契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」について明示が必要となります。

[記載例](いずれも例示であり、就業場所と従事すべき業務は必ずしも関連していません。)

①就業場所・業務に限定がない場合

- ・就業場所……(雇入れ直後)〇〇営業所(変更の範囲)本店及び全ての支店、営業所
- ・従事すべき業務……(雇入れ直後)広告営業(変更の範囲)会社内での全ての業務

②就業場所・業務の一部に限定がある場合

- ・就業場所……(雇入れ直後)〇〇市(変更の範囲)〇〇県内
- ・従事すべき業務……(雇入れ直後)運送(変更の範囲)運送及び運行管理

③完全に限定の場合(就業場所や業務の変更が想定されない場合)

- ・就業場所……(雇入れ直後)宮崎センター(変更の範囲)宮崎センター
- ・従事すべき業務……(雇入れ直後)レジ、商品補充
(変更の範囲)雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

(有期雇用労働者に対する明示事項等)

2 更新上限の明示

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

なお、下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- i. 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii. 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3 無期転換申込機会の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4 無期転換後の労働条件の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

なお、厚生労働省の「Q&A」において、原則として、既に雇用されている労働者に対して、改めて労働条件を明示する必要はないとされています。

労働条件明示のルールの詳細につきましては、厚生労働省のウェブサイトや最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

相談先 宮崎県中小企業労働相談所(宮崎/都城/日南/延岡)

※詳細は、4ページをご覧ください。

宮崎県中小企業労働相談所

検索

お問合せ先 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL:0985-26-7106